

石井町工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、石井町工事検査規程（令和8年石井町訓令第3号。以下「工事検査規程」という。）第10条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため、厳正かつ適確な評定を実施し、受注者の適正な選定、指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、請負額が200万円以上の請負工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、工事検査規程第4条の規定により検査を命じられた工事検査員及び当該工事を担当する工事監督職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、工事成績採点表（別記様式1）、考査項目別運用表（別紙-1～3）によるものとする。なお、建築工事においては、徳島県の工事成績表の考査項目別運用表（別紙-1～5）（建築・設備工事）に準じて評定を行うものとする。

(工事成績採点表の提出)

第5条 工事監督職員は、検査が実施されるまでに工事検査員を除く評定を取りまとめたうえ、工事成績採点表を工事検査員に提出するものとし、工事検査員はこの工事成績採点表に自己の評定を加えて評定点合計を算出するものとする。

2 工事検査員は、評定を定めたときは、工事成績採点表を工事検査復命書（工事検査規程第7条）に付するものとする。

(評定の修正)

第6条 町長は、第5条第2項による復命後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、工事監督職員及び工事検査員と協議のうえ、評定を修正するものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。